

病原体の運搬に係る法令違反に関する注意喚起！！

バイオメディカルサイエンス研究会（バムサ）の会員の皆様へ！

厚生労働省健康局結核感染症課長名（平成 28 年 1 月 8 日）で二種・三種病原体等所持者に対して「特定病原体等の取扱いに係る法令遵守の徹底について」が出されました（バムサホームページ参照）。これは、感染症法第 56 条の 27（下記参照）に記載のある二種病原体等の運搬に際し都道府県公安委員会への運搬の届出及び運搬証明書の交付を受けることなく、運搬を行っていた事案の発生に関連したものです。

今回の違反行為は、その内容がバムサの技術講習会の内容に係っており、受講者の中に当該違反事業所からの職員が含まれていたにもかかわらず生じたことです。技術講習会の受講による技術の習得が必ずしも現場で反映されていない事例となりました。

バムサといたしましては、会員の皆様を始め、バムサ職員並びに関係者に対して技術講習会により習得した技術の事業所での的確なフィードバックの実施を切に望むものであります。これを機に BSL2 実験を行っている事業所に対しても、病原体の適正管理の徹底を行っていただくよう改めてお願いいたします。

平成 28 年 2 月 3 日

NPO 法人バイオメディカルサイエンス研究会理事長 小松俊彦

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

（平成十年十月二日法律第百十四号）

最終改正：平成二六年十一月二日法律第一一五号

（運搬の届出等）

第五十六条の二十七 特定一種病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者、二種病原体等許可所持者及び二種滅菌譲渡義務者並びにこれらの者から運搬を委託された者並びに三種病原体等所持者は、その一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等を事業所の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書（以下「運搬証明書」という。）の交付を受けなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による届出があった場合において、その運搬する一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等について盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するため必要があると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、運搬の日時、経路その他国家公安委員会規則で定める事項について、必要な指示をすることができる。

3 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

- 4 第一項に規定する場合において、運搬証明書の交付を受けたときは、特定一種病原体等所持者、一種滅菌譲渡義務者、二種病原体等許可所持者及び二種滅菌譲渡義務者並びにこれらの者から運搬を委託された者並びに三種病原体等所持者は、当該運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従って運搬しなければならない。
- 5 警察官は、自動車又は軽車両により運搬される一種病原体等、二種病原体等又は三種病原体等について盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するため、特に必要があると認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらを運搬する者に対し、運搬証明書の提示を求め、若しくは、国家公安委員会規則で定めるところにより、運搬証明書に記載された内容に従って運搬しているかどうかについて検査し、又は当該病原体等について盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するため、第一項、第二項及び前項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずることができる。
- 6 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 7 運搬証明書の書換え、再交付及び不要となった場合における返納並びに運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合における第一項の届出、第二項の指示並びに運搬証明書の交付、書換え、再交付及び返納に関し必要な都道府県公安委員会との間の連絡については、政令で定める。

〔二種病原体等所持者〕
〔三種病原体等所持者〕 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

特定病原体等の取扱いに係る法令遵守の徹底について

平素より病原体等の適切な管理等について、ご協力賜り感謝いたします。

今般、二種病原体等（0.1mg を超えたボツリヌス毒素）の運搬について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 56 条の 27 の規定に基づく都道府県公安委員会への運搬の届出及び運搬証明書の交付を受けることなく運搬を行っていた事案が発生しました。

当該事案においては、当該病原体等の盗難や感染者の発生等の事故は生じませんでした。が、法定の手続きを怠った不適切な取扱いは事故発生リスクを高めます。

ついては、本事例を踏まえ、下記事項を中心に、貴事業所における二種及び三種病原体等の取扱いについて、関係職員に対し注意喚起を行い、法令遵守を徹底されるようお願いいたします。

また、感染症発生時の検査実施など、危機管理対応のため二種又は三種病原体等を所持している施設以外において、今後病原体等を使用する具体的な計画がない場合は、適正管理の徹底とあわせて、現在所持している病原体等の廃棄について検討願います。

記

- 1 二種又は三種病原体等を事業所の外において運搬する場合は、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書（以下「運搬証明書」という。）の交付を受けなければならないこと。
- 2 二種又は三種病原体等を運搬する者は、運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従って運搬しなければならないこと。
- 3 特定病原体等の運搬に係る容器、標識その他の運搬に関する基準については、「特定病原体等の運搬に係る容器等に関する基準（平成 19 年厚生労働省告示第 209 号）」を厳守すること。

(別 紙)

- 4 「届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 5 号）」や「特定病原体等の安全運搬マニュアル」、「特定病原体等に係る事故・災害時対応マニュアル」等を遵守すること。
- 5 感染症発生予防規程の内容を改めて確認するとともに、特定病原体等の運搬に関する手順書には 0.1mg 以下のボツリヌス毒素等の規制対象外の病原体等の取扱いについても整備するよう努めること。

以上